

遠距離通勤している若い世代の皆さまへ

応援金最大9.6万円

対象

- 令和5年4月1日時点で40歳未満
- 令和4年12月31日時点で東彼杵町に住民票を有している
- 令和4年12月31日時点で町外の事業所に遠距離通勤している
※川棚町・大村市・嬉野市は除きます

【東彼杵町若年層遠距離通勤応援金】

若者の人口流出抑制と移住・定住の促進を図るため、町内に住民票を有し、町外の事業所に遠距離通勤している若年層の皆さまに対し、応援金を交付する制度です。

令和4年1月1日から令和4年12月31日までを算定期間とし

月額8,000円(最大96,000円)を交付します。

申請期間

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

申請方法

郵送、窓口持参、電子申請サービスにより申請できます。



詳細はコチラ

(提出書類)

- 東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付申請書(様式第1号)
- 在職証明書(指定様式)
- 本人確認書類(マイナンバーカードの写しまたは運転免許証の写し)

※様式はホームページよりダウンロードできます。

【本件に関する問合せ先】

東彼杵町役場総務課企画係 TEL:0957-46-1286 FAX:0957-46-0884
E-mail : kikaku@town.higashisonogi.lg.jp